ふれあいいきいきサロン事業の共同運営及び支援に関する協定

ふれあいいきいきサロン事業の共同運営及び支援に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、四日市市ふれあいいきいきサロン推進事業実施団体認定基準を満たした、ふれあいいきいきサロン事業を行う団体　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）、　　　　　地区社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人四日市市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、次のとおりふれあいいきいきサロン事業の共同運営に係る共同運営及び支援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（事業の内容）

第１条　甲、乙、丙は共同で要綱第２条に掲げる事業を行うものとする。

（地区社会福祉協議会への登録）

第２条　甲は、乙に登録して事業を行うものとする。

（有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、令和３年４月１日から１年間とする。

（事業費の負担）

第４条　丙が業務に要する費用として甲及び乙に支払う金額は、要綱のとおりとする。

（その他）

第５条　本協定の成立を証するために本書３通作成し、甲・乙・丙記名捺印の上各自１通を保有する。

　　　令和　年　月　日

甲　住　所

　　団体名

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住　所

　　団体名

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙　住　所　　四日市市諏訪町２－２

　　団体名　　社会福祉法人　四日市市社会福祉協議会

　　氏　名　　会　長　　伊藤　八峯　　　　　　　　　　印